又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の契約制限価格は、調達契約に関し、契約規則第10条第１項ただし書の規定により単価についてその契約制限価格が定められる場合にあっては、当該契約制限価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の契約制限価格の合計額とする。

第２章　一般競争契約

（競争参加資格審査）

第４条　契約責任者（阪神高速道路株式会社経理規程（平成17年阪神高速規程第８号。以下「経理規程」という。）第７条第１項第５号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規則第７条第２項の規定による審査については、随時に、しなければならない。

（競争参加資格の公示）

第５条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、あらかじめ競争に参加するために必要な資格、申請の方法及び時期等について、官報により公示をしなければならない。

２　契約責任者は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達する物品等又は特定役務の種類

二　契約規則第７条第１項に規定する資格の有効期限及び更新手続

（一般競争入札の公告）

第６条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争入札について公告をする事項）

第７条　前条の規定による公告は、契約規則第15条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、するものとする。

一　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

二　当該一般競争入札に係る参加申請の時期及び場所

三　第10条に規定する文書の交付に関する事項

四　落札者の決定方法

２　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約責任者は、第１項の規定による公告において、当該契約責任者の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語により記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二　入札期日

三　契約責任者の氏名及びその所属する部署の名称

（公告に係る一般競争入札に参加しようとする者の取扱い）

第８条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとする場合において公告をした後、当該公告に係る一般競争入札に参加しようとする者から契約規則第７条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、適格性の審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、特定調達契約につき前項の申請を行った者から入札書が同項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、契約規則第７条第１項に規定する一般競争入札に参加するために必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

３　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付そうとするときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第７条の規定により公告するものとされている事項（ただし、同条第１項第３号に掲げる事項を除く。）

二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

三　開札に立ち会う者に関する事項

四　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

五　契約の手続において使用する言語

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　その他必要な事項

（落札者の決定に関する通知等）

第11条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争入札に付した場合において、落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地

三　落札者を決定した日

四　落札者の氏名及び住所

五　落札金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　第６条の規定による公告を行った日

八　その他必要な事項